

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助



※ 外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 事業所数 5,885 (国保連平成30年12月実績)

○ 利用者数 25,698 (国保連平成30年12月実績)

(データ出典:国保連データ)

出典: 厚生労働省

【論点2】通勤・通学の支援について

現状・課題

- 重度訪問介護、同行援護及び行動援護(以下「重度訪問介護等」という。)では、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を支援の対象外としている。
- 障害者等の通勤・通学については、事業主による通勤支援や、学校のスクールバスの巡回等により支援されているが、これらの支援だけでは通勤・通学ができない場合があることから、重度訪問介護等による支援を求める意見がある。なお、一部の市町村では地域生活支援事業における移動支援事業において、通勤・通学の支援が行われている。
- 報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、以下の意見・要望があった。
 - ・ 平成18年9月29日厚生労働省告示第523号で記載された文章(※)の削除。(全国自立生活センター協議会)
※ 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。
 - ・ 移動の保障に関する支援として「通園・通学時の支援」と就労を定着するための「通勤に関わる支援」に対する報酬上の評価が必要。(日本知的障害者福祉協会)
 - ・ ①大学等への通学中や学校内、②大学等以外の通学中や学校内、③通勤中や職場内、④自宅勤務中に重度訪問介護を利用できるようにすべき。(全国脊髄損傷者連合会)
- 本論点は、障害者総合支援法施行3年後の見直しについての障害者部会の報告において以下のとおり指摘されている。
 - ・ 雇用障害者数及び就労移行支援利用者数は合計約66万人、特別支援学校の小学部及び中学部の在学者数は合計約7万人にのぼること、障害者差別解消法の施行に伴う事業者や教育機関による「合理的配慮」との関係、個人の経済活動と公費負担の関係、教育と福祉の役割分担の在り方等の課題がある。
 - ・ 障害者等の通勤・通学等に関する移動支援については、福祉政策のみならず、関係省庁とも連携し、事業者、教育機関、公共交通機関等による「合理的配慮」の対応、教育政策や労働政策との連携、地方公共団体(福祉部局、教育委員会等)における取組等を総合的に進めていくべきである。
 - ・ その上で、福祉政策として実施すべき内容について引き続き検討を進めるとともに、まずは、通勤・通学に関する訓練を就労移行支援や障害児通所支援により実施することとし、これを必要に応じて評価すべきである。

論 点

- 通勤・通学の支援を重度訪問介護等の対象とすることについて、どう考えるか。
- 現状の取組を進めていく上で、通勤・通学の支援を重度訪問介護等の対象とすることは、事業主や学校による支援が後退することが懸念されることや、通勤については個人の経済活動に対する公費負担について課題があるため、適当ではないのではないか。

国及び地方公共団体と民間事業主との法改正事項に係る適用状況の比較

法案において規定する項目	国・地方公共団体への適用		民間事業主への適用	
	現行	改正案	現行	改正案
1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置				
(1)①国及び地方公共団体の責務	—	国等が率先して雇用する責務を法律上明確化★	—	—
(1)②障害者活躍推進計画の作成・公表	—	障害者活躍推進計画の作成・公表を義務付け★	—	—
(1)③障害者雇用推進者の選任	—	全ての国及び地方公共団体に選任を義務付け	一定規模以上の企業に選任の努力義務あり	(引き続き努力義務)
(1)③障害者職業生活相談員の選任	—	一定数以上の障害者を雇用する事業所に選任を義務付け	一定数以上の障害者を雇用する事業所に選任義務あり	(引き続き義務)
(1)④障害者任免状況の自ら公表	—	任免状況の自ら公表を義務化	—	—
(1)⑤解雇の届出	—	障害者を免職する場合は公共職業安定所へ届出を義務付け★	障害者を解雇する場合は公共職業安定所へ届出義務あり	(引き続き義務)
(2)①週20時間未満の特例給付金	—	— (障害者の特性に応じた雇用推進)	—	週20時間未満の雇用障害者の数に応じて、障害者雇用納付金を財源とする特例給付金を支給する仕組みを創設
(2)②中小事業主の認定制度	—	—	—	障害者雇用に関する優良な事業主の認定制度を創設
2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置				
(1)厚生労働大臣による報告徴収	—	厚生労働大臣による報告徴収ができる規定を新設	厚生労働大臣による報告徴収等の規定あり	(引き続き規定)
(2)対象障害者の確認書類の保存	—	義務規定を新設	(省令に義務規定あり)	義務規定を新設
(3)対象障害者の確認方法	—	規定を新設 適正実施勧告も規定★	—	規定を新設

□は、民間事業主よりも強い規定。 □は、民間事業主に並ぶ規定。

★は、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)の内容に上乗せする規定。